平成12年(行ケ)第316号 審決取消請求事件(平成13年1月24日口頭弁 論終結)

> 判 決 熊本不二コンクリート工業株式会社 原 告 代表者代表取締役 [A]中三 村 訴訟代理人弁護士 原 自 同 研

佐々木 同 弁理士 功 村 子 同 Ш 恭 株式会社ヤマウ 被 代表者代表取締役 [B]

尾 訴訟代理人弁理士 松 -郎 野 洋 内 美 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

当事者の求めた裁判 第 1

原告

特許庁が無効2000-35049号事件について平成12年7月11日に した審決を取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

主文と同旨

当事者間に争いのない事実 第2

特許庁における手続の経緯

原告は、意匠に係る物品を「側溝用蓋」とし、その形態を別添審決謄本写し 別紙第一記載のとおりとする登録第1048996号意匠(平成9年6月19日意 匠登録出願、平成11年6月4日意匠登録、以下「本件意匠」という。)の意匠権 者である。

被告は、平成12年1月18日、原告を被請求人として、本件意匠に係る意 匠登録の無効の審判を請求した。

特許庁は、同請求を無効2000-35049号事件として審理した上、同 年7月11日に「登録第1048996号の登録を無効とする。」との審決をし、 その謄本は同年8月2日、原告に送達された。

審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本件意匠は、その意匠登録出願前の発行に係る意匠公報に記載された、意匠に係る物品を「みぞぶた」とし、その形態を同審決謄本写し別紙第二記載のとおりとする登録第831293号意匠(昭和 62年7月8日意匠登録出願、平成3年11月29日意匠登録、以下「引用意匠」 という。)と意匠に係る物品が一致し、形態においても意匠の要部において共通 、両意匠は類似するものであるから、意匠法3条1項3号の規定に違背して登録 されたものであって、その登録は無効とすべきものであるとした。 原告主張の審決取消事由

審決の理由中、本件意匠と引用意匠の意匠に係る物品が一致するとの認定は 1 認める。

審決は、本件意匠と引用意匠の形態における共通点及び差異点の認定を誤 り、かつ、引用意匠の公知性を看過し、その類否判断を誤って、本件意匠と引用意 匠とが形態において類似するとの誤った結論に至ったものであるから、違法として 取り消されるべきである。

取消事由(類否判断の誤り)

全体の基本的構成態様における共通点の認定の誤り

審決は、本件意匠と引用意匠とが、「やや肉厚の方形状の板状体を蓋本体 この蓋本体の左右両側の裏面に、蓋本体の左右両側面と面一に断面形状を略 逆台形状とする角柱状の脚部を設け、正面形状を扁平な略逆U字状に形成し、蓋本 体には略横長々方形状を呈する複数の排水孔を、中央に僅かな間隔部分を設け左右 に並列して穿設した全体の基本的構成態様において共通する」(審決謄本4頁1行 目~5行目)と認定したが、排水孔の形状が「略横長々方形状を呈する複数の排水 孔を・・・設け」た点で共通すると認定した場合には、後記のとおり、両意匠の間 で顕著な差異を有する排水孔両端部の形状を把握することができないから、単に 「横長の複数の排水孔を・・・設け」た点を共通点として認定すべきであり、審決 の上記認定は誤りである。

その余の基本的構成態様における共通点の認定は認める。

各部の具体的構成態様における共通点の認定の誤り

審決は、本件意匠と引用意匠とが、「脚部の裏面に細幅帯状の底板を貼着 し、排水孔を左右に7個ずつ計14個を並列し、該排水孔の表面周縁を極く細幅で 使かに内方に凹陥する縁取り部分を形成して、中央の間隔部分の表面を排水孔の縁取り部分の深さと同じ深さの部位に形成し、該間隔部分が蓋本体の表面から極く僅かに凹陥したことにより、左右の排水孔どうしの縁取り部分が連続するような態様に表した各部の具体的な構成態様においても共通する」(審決謄本4頁5行目~1 1 行目) と認定したが、以下の各点が共通点であるとする認定は誤りである。

「排水孔を左右に7個ずつ計14個を並列し」たとの点 本件意匠の排水孔は当該認定のとおりであるが、引用意匠においては、 左右の排水孔の中央に、蓋本体の厚みの略3分の1程度に形成された部分仕切り体が設けられているにすぎず、これによって左右の排水孔は分断されていないのであ るから、左右が直列した排水孔がフ個並列しているのであって、「左右にフ個ずつ 計14個を並列し」ているのではない。

「該排水孔の表面周縁を極く細幅で僅かに内方に凹陥する縁取り部分を 形成し」たとの点

本件意匠の排水孔の表面周縁の縁取り部分は当該認定のとおりであり、 上部から垂直に見た場合の縁取り部の幅と排水孔の空隙部の幅との比は1:10で ある。これに対し、引用意匠における排水孔の表面周縁の縁取り部分は相当な幅と 深さをもった倒し状の段々面であって、その垂直部分の高さと水平部分の幅と排水 孔の空隙部の幅との比は0.5:1:3である。したがって、引用意匠における排 水孔の表面周縁の縁取り部分は、本件意匠と共通する「極く細幅で僅かに内方に凹 陥する縁取り部分」ではない。

ウ 「該排水孔の・・・中央の間隔部分の表面を排水孔の縁取り部分の深さと同じ深さの部位に形成し、該間隔部分が蓋本体の表面から極く僅かに凹陥した」 との点

本件意匠の排水孔中央部の間隔部分は当該認定のとおりであるが、引用 意匠において「間隔部分」に相当するものは、上記アのとおり、7個の排水孔の中 央上部に設けられた部分仕切り体にすぎないから、本件意匠と同じ「間隔部分」と 認定した場合には、その差異を明確に識別することができない。

また、引用意匠において上記「間隔部分」は蓋本体の表面から相当な深さで凹陥しており、本件意匠と共通する「蓋本体の表面から極く僅かに凹陥し」た ものではない。

(3) 差異点の認定の誤り

審決は、本件意匠と引用意匠とが、「a. 蓋本体の形状について、本件登 録意匠(注、本件意匠)は、縦長矩形状であるのに対し、引用の意匠(注、引用意匠)は、略正方形である点、また、b. 本件登録意匠は、蓋本体の表面周縁と裏面 の前後縁に、極く細い面取りを現しているのに対し、引用の意匠は、現していない点、c. 排水孔の左右側面寄りの端部形状について、本件登録意匠は、隅丸の略コ 字状に形成したいる(注、「形成している」の誤記と認める。以下、訂正後の表記 による。)のに対し、引用の意匠は、円弧状に形成している点、また、d. 排水孔の縁取り部分について、本件登録意匠は、斜状に形成しているのに対し、引用の意 匠は、略L字状に形成している点、e.左右の排水孔間の間隔部分の厚みについ て、本件登録意匠は、蓋本体の厚みより排水孔の縁取りの深さの分低くした厚みに 形成しているのに対し、引用の意匠は、蓋本体の厚みの 1/3 程度の厚みに形成している点、f. 蓋本体の前後面について、本件登録意匠は、中央に略横長々方形状に凹陥する手掛け部分を設けているのに対し、引用の意匠は、左右両端寄りの部位に関係するようにある。 に略方形状の小突起を設けている点の各部の具体的な構成態様において差異が認め (審決謄本4頁12行目~25行目)と認定した。

上記認定のうち、差異点a及び同eは認めるが、以下の各点における認定 は誤りである。

差異点bの「本件登録意匠は、蓋本体の表面周縁と裏面の前後縁に、極

く細い面取りを現している」との点

本件意匠の蓋本体の表面周縁及び裏面前後縁における面取り部分は相当の幅をもった形状であり、例えば本件意匠の排水孔の表面周縁の縁取り部分の幅とは明らかに相違するものである。したがって、上記(2)のイのとおり、本件意匠の排水孔の表面周縁の縁取り部分を「極く細幅」と認定したことと比較すると、上記面取り部分につき「極く細い面取り」と同じような表現で認定することは誤りである。

イ 差異点cの「排水孔の左右側面寄りの端部形状について、本件登録意匠は、隅丸の略コ字状に形成している」との点

「隅丸」との認定は、端部が丸みを有しているものと認識させるが、本件意匠の端部形状は角張った「略コ字状」であるから、上記認定は誤りである。

ウ 差異点 d の「排水孔の縁取り部分について、本件登録意匠は、斜状に形成しているのに対し、引用の意匠は、略 L 字状に形成している」との点

上記(2)のイのとおり、本件意匠の排水孔の縁取り部分はごく細幅で斜状に形成してあり、単に「斜状に形成している」と認定するのは誤りである。また、引用意匠の排水孔の縁取り部分は倒し状の段々面であるから、「略し字状に形成している」との認定も誤りである。

(4) 本件意匠と引用意匠の類否判断の誤り

ア 審決は、本件意匠と引用意匠との各差異点につき部分的観察に終始し、これらの差異点に係る本件意匠及び引用意匠の各態様が、ともに「周知の態様」、「新通の態様」、「ありふれた態様」等であるとして、本件意匠と引用意匠の類は、前記に共通するとした各部の具体的な情にである。とれる。を重要である。とれる。とれるといえる。そうして、は、この各部の具体のが連続であり、ないることにあるといえる。そうして、この各部の具体のが連続であり、たところにあるといえる。そうして、この各部の具体のが連続であり、たところにあるといえる。そうして、この各部の具体のが連続であり、カーには見受けられない新規な態様であり、たところにあるといえる。そうして、この各部の具体の新規な態様であり、たところにあるといえる。そうして、この各部の具体のは、一次であるといえる。の出願前には見受けられない新規な態様であり、一次であるとにあるといえる。を得ないまであると言のであると言わざるを得ない。(審決権の数では、一次であると言わざるを得ない。)(本の数では、一次であると言わざるを得ない)(を記述と言いると言わざるを得ない)(を記述と言いると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまであると言いまである。

しかしながら、意匠の類否判断は、先願又は公知若しくは周知の意匠と 比較して相違する部分及び共通する部分の全体に対する軽重の度合を考慮し、意匠 全体として、各部分の態様の全体に対する統一、調和等の関係を考察した、いわゆ る全体観察の方法によってされるべきものである。そして、公知又は周知の意匠と の対比において、普通の態様又は普通に見られる差異であることは、類否判断と直 接の関係はない。それにもかかわらず、審決が、部分的な形態が周知又は公知であ ることを理由に、その部分の形態を除外して類否判断をしたことは誤りというべき である。

である。 イ また、審決が、上記のとおり、本件意匠の各部の具体的に見 ・ 表表が、上記のとおり、本件意匠の各部の関 ・ 本件意匠の特徴であり、両意匠の特徴であった。 ・ 本件意匠の共通点であり、両意匠の特徴であった。 ・ 「略価を立まり、を設けて大きでは、1 4 個を立列しておりに ・ であり、ではないではないでは、1 2 (2)ののとおがであるとはけた。 ・ は、一、「は水孔を中央に僅かな間隔点ではないにで値がにした。 ・ は、一、「排水孔の表面固を排水孔の優かにで値がでした。 ・ は、一、「は水孔ののはは、1 (2)ののとおりにおり、のは、は、1 (2)ののはお分をであり、は、1 (2)ののとお分でのは、は、1 (2)ののとお分でのは、は、1 (2)ののは、は、1 (2)ののは、1 (2)のは、1 (2)ののは、1 (2)のは、1 (2)

(要部)であるとしたことは誤りである。 ウ 本件意匠の特徴(要部)は、縦長長方形の蓋本体に、中央の間隔部分によって分離された各列7個ずつ、計14個の独立した排水孔を形成し、各排水孔の 周縁内側にはごく細幅の面取り部を設けた上、面取り部のごく僅かな肉厚分だけ中 央の間隔部分を低くし、各排水孔の長手方向端部は略コ字状に角張って形成されて いる点にあり、他方、引用意匠の特徴(要部)は、略正方形の蓋本体に、その横幅 に近い長さを有する7個の排水孔を形成し、当該排水孔の中央に、蓋本体の厚みの 略3分の1の厚みを有する部分仕切り体を設け、また、各排水孔の周縁内側に垂直に段々部を設け、中央の部分仕切体の上端面を上記段々部の下段面と平面一体とな るよう形成し、各排水孔の長手方向端部は半円弧状に形成した点にある。

上記のような本件意匠と引用意匠との差異は両意匠の形態の全体に及ん 特に排水孔の形状における差異は著しく、両意匠の全体を観察したとき は、両者の有する美感は著しく相違していて、共通点をはるかに凌駕していること は明白である。

したがって、本件意匠と引用意匠とは非類似であるというべきである。 第4 被告の反論

- 審決の認定及び判断は正当であり、原告主張の取消事由は理由がない。
- 取消事由(類否判断の誤り)について

全体の基本的構成態様における共通点の認定の誤りについて

原告は、排水孔の形状につき、審決が「略横長々方形状を呈する複数の排水孔を・・・設け」た点で共通すると認定したのに対し、単に「横長の複数の排水孔を・・・設け」た点を共通点として認定すべきであると主張するが、「略横長々方形状」とする方が形状の正確な表現に近く、原告主張の「横長の」との表現では、漢然としすぎている。

(2) 各部の具体的構成態様における共通点の認定の誤りについて

原告は、引用意匠においては、排水孔の中央に蓋本体の厚みの略3分の 1程度に形成された部分仕切り体が設けられているにすぎず、排水孔はこれによっ て左右に分断されていないから、その数は7個であって、「左右に7個ずつ計14個を並列し」ているのではないと主張する。 しかし、排水孔が「孔」である以上、雨水を通過させる「貫通孔」でなければならず、単なるくぼみ部ではない。したがって、排水孔の個数とは、このような「電流孔」が存得なる。

うな「貫通孔」が何個あるかということであり、引用意匠においても「左右に7個 ずつ計14個」であることは明らかである。なお、原告が指摘する「間隔部分」 (仕切り体) の厚みの相違は、側溝用蓋の使用形態や取引形態に照らして看者に視

認されることの少ない裏面における軽微な差異であるにすぎない。

イ 原告は、引用意匠においては、排水孔の表面周縁の縁取り部分は相当な幅と深さをもった倒し状の段々面であって、本件意匠と共通する「極く細幅で僅か に内方に凹陥する縁取り部分」ではないと主張する。

しかし、引用意匠の縁取り部分の幅は、本件意匠と比較すると、図面上約2倍の幅を有するものの、蓋本体の全体表面積に比べればごく僅かな幅としか認 識されないものであり、「極く細幅で僅かに内方に凹陥する縁取り部分を形成し」

識されないものであり、「怪く神幅でほかに内力に回門する「「ななっぱっといると」 たとの審決の認定に誤りはない。 ウ 原告は、引用意匠において「間隔部分」に相当するものは、7個の排水 孔の中央上部に設けられた部分仕切り体にすぎないと主張するが、上記アのとおり、引用意匠においても左右に7個ずつ、計14個の排水孔が存在するのであるから、その中間部分にある仕切り部分を「間隔部分」と表現することに支障はない。 また、原告は、引用意匠において「間隔部分」は蓋本体の表面から相当 な深さる 「関係」でもは、「著本体の表面から極く僅かに凹路し」たものではないと

な深さで凹陥しており、「蓋本体の表面から極く僅かに凹陥し」たものではないと も主張するが、引用意匠における「間隔部分」の凹陥の深さは、本件意匠と比較すると、図面上約2倍であるものの、溝蓋全体の高さに比べればごく僅かとしか認識 されないものであり、「間隔部分が蓋本体の表面から極く僅かに凹陥した」との審 決の認定に誤りはない。

(3) 差異点の認定の誤りについて

原告は、差異点りにつき、本件意匠の蓋本体の表面周縁及び裏面前後縁 における面取り部分は相当の幅をもった形状であり、審決が、排水孔の表面周縁の 縁取り部分と同じように「極く細い面取り」との表現で認定したことは誤りである と主張するが、この点についての審決の認定に誤りはない。

イ 原告は、差異点 c につき、本件意匠の排水孔の左右側面寄りの端部形状

は角張った「略コ字状」であるから、審決が「隅丸の略コ字状に形成している」と認定したことが誤りであると主張するが、本件意匠の排水孔の端部は、角部に丸み を有した形状であり、審決はそれを「隅丸」と表現したものであるから、上記認定 に誤りはない。

原告は、差異点dにつき、本件意匠の排水孔の縁取り部分はごく細幅で 斜状に形成してあり、また、引用意匠の排水孔の縁取り部分は倒し状の段々面であ るから、審決が、「本件登録意匠は、斜状に形成しているのに対し、引用の意匠は、略L字状に形成している」と認定したことが誤りであると主張するが、上記(2)のイのとおり、排水孔の縁取り部分は、両意匠とも「極く細幅」である点で共通しており、斜状であるか、略L字状であるかの差異があるにすぎない。なお、原告主 張の「倒し状」という表現はどのような形状を意味するのか理解し難く、不適切で 版。 ある。 (4)

本件意匠と引用意匠の類否判断の誤りについて

原告は、意匠の類否判断は、いわゆる全体観察の方法によってされるべ きものであるのに、審決は、部分的観察に終始し、部分的な形態が周知又は公知であることを理由に、その部分の形態を除外して類否判断をした誤りがあると主張す あることを理由に、その部分の形態を除外して類否判断をした誤りがあると主張するが、審決は、意匠の全体観察に基づいてその要部を認定し、この要部が意匠全体 にどのような影響を及ぼすかを判断しているものであり、このような手法は審決 例、判決例において確立されたものであって、何らの誤りもない。

また、原告は、「排水孔の表面周縁を極く細幅で僅かに内方に凹陥する 縁取り部分を形成し、中央の間隔部分の表面を排水孔の縁取り部分の深さと同じ深 さの部位に形成し、該間隔部分が蓋本体の表面から極く僅かに凹陥していることにより、左右の排水孔どうしの縁取り部分が連続するような態様に表した」との点 が、登録第551357号意匠公報、登録第561797号意匠公報及び実開昭6 0-130891号公報にそれぞれ記載された溝蓋に表されており、引用意匠の出 願前において公知であったと主張する。

しかしながら、これらの公報に記載された溝蓋は、いずれも、審決の 「新規な態様」であるとの認定において最も肝要な「中央の間隔部分の表面を排水孔の縁取り部分の深さと同じ深さの部位に形成し」たとの形態を備えていないものであるから、原告の主張は失当である。

ウ 以上のとおり、審決のした本件意匠と引用意匠との特徴(要部)の認定 及びこれに基づく両意匠が類似するとの判断に誤りはない。 当裁判所の判断

取消事由(類否判断の誤り)について

全体の基本的構成態様における共通点の認定の誤りについて

本件意匠と引用意匠とが「やや肉厚の方形状の板状体を蓋本体とし、 蓋本体の左右両側の裏面に、蓋本体の左右両側面と面一に断面形状を略逆台形状とする角柱状の脚部を設け、正面形状を扁平な略逆U字状に形成し、蓋本体には略横 長々方形状を呈する複数の排水孔を、中央に僅かな間隔部分を設け左右に並列して 穿設した全体の基本的構成態様において共通する」(審決謄本4頁1行目~5行 目)とした審決の認定に対し、原告は、「略横長々方形状を呈する複数の排水孔 を・・・設け」たとの認定では、両意匠の間で顕著な差異を有する排水孔両端部の 形状を把握することができないから、単に「横長の複数の排水孔を・・・設け」た 点を共通点として認定すべきであると主張する。

しかしながら、本件意匠及び引用意匠の排水孔は、全体として、略平行に 左右に形成された横長直線状の長辺、これと略垂直に直線状に形成された中央間隔 部分寄りの短辺及び左右側面寄りの端部とから成る形状である点で共通しているの であって(引用意匠においても中央間隔部分によって左右の排水孔が分断されてい るものと認められることは後記のとおりである。)、意匠全体の基本的構成態様と して認定する場合に、このような共通する全体形状の特徴を「略横長々方形状」と表現することが誤りであるとまでいうことはできない。また、審決は、「排水孔の左右側面寄りの端部形状について、本件登録意匠(注、本件意匠)は、隅丸の略コ 字状に形成しているのに対し、引用の意匠(注、引用意匠)は、円弧状に形成して いる点」(審決謄本4頁15行目~17行目)を各部の具体的な構成態様における 差異点cとして認定しているのである(「隅丸の」との認定に誤りがないことは後 記のとおりである。)から、両意匠の左右側面寄りの端部形状の差異を看過するも のでもない。

したがって、審決の全体の基本的構成態様における共通点の認定に、上記

原告主張の誤りがあるということはできない。

(2) 各部の具体的構成態様における共通点の認定の誤りについて

ア 原告は、引用意匠においては、左右の排水孔の中央に蓋本体の厚みの略3分の1程度に形成された部分仕切り体が設けられているにすぎず、これによって左右の排水孔は分断されていないから、排水孔を「左右に7個ずつ計14個を並列し」ているのではない旨主張する。

そして、審決が各部の具体的な構成態様における差異点eで認定するとおり、「左右の排水孔間の間隔部分の厚みについて、・・・引用の意匠(注、引用意匠)は、蓋本体の厚みの1/3程度の厚みに形成している」(審決謄本4頁19行目~22行目)ことは当事者間に争いがなく、そうすると、引用意匠においては、間隔部分の下端は蓋本体の下面にまで達しておらず、したがって、その排水孔は、縁取りの深さ分を考慮外とすれば、蓋本体の表面からおおむね3分の1程度の深さまでは左右別々であるが、それ以降蓋本体の下面までは左右が一体となっているものと認められる。

なお、被告作成の本件の意匠登録無効審判請求に係る請求書(甲第18号証)には、本件意匠及び引用意匠の双方に関して、その排水孔につき「横長手状の横長孔を7個穿設し」、「各横長孔の横幅中央に仕切り体を形成して各横長孔を等長の左右横長溝に区分けしている」旨記載されている(3頁20行目~21行目、同頁24行目~27行目、4頁28行目~29行目、5頁3行目~6行目)ところ、その表現は必ずしも適切ではないが、結局、引用意匠に係る排水孔の個数が本件意匠と等しいとの趣旨をいうものであって、上記認定を妨げるものではない。イ原告は、本件意匠においては、上部から垂直に見た排水孔の表面周縁の

は、本件息匠においては、上部から垂直に見た排水れの表面周縁の縁取り部の幅と排水孔の空隙部の幅との比が1:10であるのに対し、引用意匠における排水孔の表面周縁の縁取り部分は、相当な幅と深さをもった倒し状の段々であって、その垂直部分の高さと水平部分の幅と排水孔の空隙部の幅との比は0:5:1:3であるから、本件意匠と共通する「極く細幅で僅かに内方に凹陥する縁取り部分」ではないと主張する。確かに、排水孔の表面周縁の縁取り部の幅長(なお、当該縁取り部が、本件意匠では斜状に形成され、引用意匠では略し字状に形成され、引用意匠では略し字状に形成されていることは、各部の具体的な構成態様における差異点 d で認定されているとってあり、本件意匠では、その斜面の幅を、引用意匠では、垂直部、水平部双方の幅を考慮すべきである。)を、排水孔の空隙部の幅長と対比した場合の構成比にな、本件意匠と引用意匠とで相違があること、また、引用意匠の縁取り部分において水平部の幅長が垂直部の幅長より多少長いことが認められる。

しかしながら、いずれの縁取り部の幅長であっても、取引者、需要者において、それが排水孔の表面周縁の縁取り部を構成するものと認識できる程度のものであり、かつ、いずれの縁取り部の幅長も、蓋本体表面の全長又は蓋本体の厚み

と比較すれば、極く細幅ということのできるものであって、排水孔の空隙部の幅長と対比した場合の構成比が取り立てて取引者、需要者の注目を集めるものとも認められないから、審決が「排水孔の表面周縁を極く細幅で僅かに内方に凹陥する縁取り部分を形成」(審決謄本4頁7行目~8行目)することを、本件意匠と引用意匠の各部の具体的構成態様における共通点と認定したことに誤りはない。

の中央上部には、引用意匠において「間隔部分」に相当するものが7個の排水孔の中央上部に設けられた部分仕切り体にすぎないから、本件できず、また、引用高匠の上記「間隔部分」は蓋本体の差異を明確に識別することができず、また、引性である。とができず、また、引性である。とができず、なから、本体の表面から極く僅かに凹陥し」たものではないと主張分を匠と共通する「蓋本体の表面から極く僅かに凹陥し」たものではないは間隔が、「複数の排水孔を、中央に僅かない「排水水孔を、中央に僅がないに「排水水孔を、中央に値ずつ計14個を並列し」(同4頁6行目~7行目)た点並びに「非水水孔をにでする点を極く細幅で僅かに内方に凹陥する縁取りがあるに、「調水水孔をであるがででする点を本件意匠と引用意匠との共通点として記定したことにも、原告主張のよいであるからであるからでは、とのはできない。

(3) 差異点の認定の誤りについて

ア 原告は、差異点りにつき、本件意匠の蓋本体の表面周縁及び裏面前後縁における面取り部分は相当の幅をもった形状であって、本件意匠の排水孔の表面周縁の縁取り部分の幅とは明らかに相違するから、上記表面周縁及び裏面前後縁における面取り部分を、排水孔の表面周縁の縁取り部分と同様の「極く細い面取り」との表現で認定することは誤りであると主張する。

しかしながら、本件意匠の蓋本体の表面周縁及び裏面前後縁における面取り部分の幅長と排水孔の表面周縁の縁取り部分の幅長とに多少の相違があることは認められるが、いずれにしても、取引者、需要者において、それが蓋本体の表面周縁及び裏面前後縁における面取り部分又は排水孔の表面周縁の縁取り部を構成するものと認識できる程度のものであり、かつ、いずれの幅長も、蓋本体表面の全長又は全幅長と比較すれば、ごく細いと表現できるものであるから、審決が、「本件登録意匠(注、本件意匠)は、蓋本体の表面周縁と裏面の前後縁に、極く細い面取りを現している」(審決謄本4頁13行目~14行目)と認定したことに誤りはない。

イ 原告は、差異点cの「排水孔の左右側面寄りの端部形状について、本件登録意匠(注、本件意匠)は、隅丸の略コ字状に形成している」(審決謄本4頁15行目~16行目)との認定につき、「隅丸」との認定が端部が丸みを有しているものと認識させるから、上記認定は誤りであると主張するが、当該「隅丸の略コ字状に形成している」との認定に照らして、「隅丸」は隅(角部)が丸みを付して形成されていること表現するものであって、排水孔の左右側面寄りの端部全体が丸みを有する趣旨でないことは極めて明白であり、かつ、本件意匠の略コ字状の端部の隅(角部)は丸みを付して形成されているから、審決の上記認定に誤りはない。

を有する趣言でないことは極めて明白であり、かつ、本件息匠の略コ学状の端部の隅(角部)は丸みを付して形成されているから、審決の上記認定に誤りはない。 ウ 原告は、差異点dの「排水孔の縁取り部分について、本件登録意匠 (注、本件意匠)は、斜状に形成しているのに対し、引用の意匠(注、引用意匠)は、略L字状に形成している」(審決謄本4頁17行目~19行目)との認定につき、本件意匠の排水孔の縁取り部分はごく細幅で斜状に形成してあり、単に「斜状に形成している」と認定するのは誤りであると主張するが、審決が、「排水孔の表 同周縁を極く細幅で僅かに内方に凹陥する縁取り部分を形成」(同4頁7行目~8行目)することを、本件意匠と引用意匠の各部の具体的構成態様における共通点に目があることを、本件意匠と引用意匠の各部の具体的構成態様における共通点に目にしたことに誤りのないことは、上記(2)のイのとおりであるところ、上記差異点は、当該排水孔の縁取り部分における形状の差異点を認定したものであるから、本件意匠につき上記共通点に包含される「ごく細幅」であることを、ことさら含めて認定する必要がないことは明らかである。

また、原告は、引用意匠の排水孔の縁取り部分は倒し状の段々面であるから、「略し字状に形成している」との認定も誤りであると主張するところ、確かに、引用意匠の縁取り部分において、水平部の幅長が垂直部の幅長より多少長いことが認められるが、その差は、上記(2)のイのとおり、「排水孔の表面周縁を極く細

幅で僅かに内方に凹陥する縁取り部分を形成」するとの認定に包含される程度のものであるにすぎない上、倒し状との表現も曖昧である(その表現自体からは、例えば「山」状ではなく、「ビ」状とも受け取れる。)から、引用意匠の縁取り部分の形状を「略し字状」と表現することが不相当とはいえない。

したがって、審決の上記認定に原告主張の誤りはない。

り 本件意匠と引用意匠の類否判断の誤りについて

ア 原告は、審決が、本件意匠と引用意匠との各差異点につき部分的観察に終始し、これらの差異点に係る各態様がともに「周知の態様」等であるとして、本件意匠と引用意匠の類否判断から除外したとし、意匠の類否判断は各部分の態様の全体に対する統一、調和等の関係を考察したいわゆる全体観察の方法によってされるべきものであるから、審決が、周知又は公知であることを理由に部分的な形態を除外して類否判断をしたことは誤りであると主張する。

したがって、審決が、本件意匠と引用意匠との各差異点につき、原告の主張するように、部分的観察に終始し、これらの差異点に係る各態様がともに周知又は公知であることを理由に、これらを除外して本件意匠と引用意匠の類否判断をしたものでないことは明らかなところである。

そして、上記のような判断手法に格別の不合理性はなく、かつ、それが 意匠の類否判断において一般に用いられるものであることは当裁判所に顕著であ り、さらに、その具体的内容においても特段の誤りがあるものとは認められない。

るい。 イ なお、原告は、審決が両意匠の特徴であるとした態様のうち、「排水孔の表面周縁を極く細幅で僅かに内方に凹陥する縁取り部分を形成し、中央の間隔部分の表面を排水孔の縁取り部分の深さと同じ深さの部位に形成し、該間隔部分が蓋本体の表面から極く僅かに凹陥していることにより、左右の排水孔どうしの縁取り部分が連続するような態様に表した」との部分が、登録第551357号意匠公報、登録第561797号意匠公報及び実開昭60-130891号公報にそれぞれ記載された溝蓋に表されており、引用意匠の出願前において公知であったと主張する。

しかしながら、上記登録第551357号意匠公報(甲第21号証)及び登録第561797号意匠公報(甲第22号証)に記載された溝蓋においては、間隔部分の表面が、蓋本体の表面から凹陥してはいるものの、排水孔の縁取り部分の深さよりは高い部位に形成されていて、間隔部分の左右の排水孔同士の縁取り部分が連続するような態様でないことは明らかである。

また、実開昭60-130891号公報(甲第23号証)の図面に記載された溝蓋においては、その第1、第2、第4~第6図の図示(なお、第4図における中央間隔部分の幅長は第1、第5図のそれと比較して長めに表示されているが、実用新案登録出願に係る願書に添附された図面は設計図のような正確性が求られるものではなく、上記の程度の不正確さがあっても必ずしも不自然ではない。)及び「図中1は・・・幅狭なスリット状排水孔2を長さ方向に一定ピッチで設けた溝蓋本体で、この溝蓋本体1は長さ方向両側に位置し下方に向けて一体的に決けた溝蓋支承用の突条3、4と、前記排水孔2を2条ずつ間に入れる間隔で一次設した溝蓋支承用の突条3、4と直交し、この突条3、4間を一体的に結合する多数本の補強用突条5とを有し」(4頁5行目~13行目)、「第

1図はこの考案の一実施例による溝蓋の平面図、第2図は第1図のIIーI線に沿う 縦断面図、・第4図は第1図のIV-IV線に沿う横断面図、第5図は第1図のIIーI線に沿っ 面図、・第4図は第1図のIV-IV線に沿う横断面図、第5図は第1図のIIの 第6図はこの考案の・・要部断面図」(8頁3行目〜87行目)との各記 をする台形状の画形状を有条の記載 がは、12の長手方向両側面が、体の下部では、一次のでは では、12の下部には、一次のでは では、12の下部には、一次のでは では、12の下のでは では、12の下がでは では、12の下がで でいる。 でいる。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

ウまた、原告は、本件意匠の特徴(要部)が、縦長長方形の蓋本体に、中央の間隔部分によって分離された各列7個ずつ、計14個の独立した排水孔を形成し、各排水孔の周縁内側にはごく細幅の面取り部を設けた上、面取り部のごく僅かな肉厚分だけ中央の間隔部分を低くし、各排水孔の長手方向端部は略コ字状に角張って形成されている点にあるのに対し、引用意匠の特徴(要部)が、略正方形の本体に、その横幅に近い長さを有する7個の排水孔を形成し、当該排水孔の中央に、蓋本体の厚みの略3分の1の厚みを有する部分仕切り体を設け、また、各排水孔の周縁内側に垂直に段々部を設け、中央の部分仕切体の上端面を上記段々部のに入る排水孔の長手方向端部は半円弧状に形成したといるがら、本件意匠及び引用意匠の特徴が、各部の具体的な構成態にあって、その差異が共通点をはるかに凌駕すると主張する。

しかしながら、本件意匠及び引用意匠の特徴が、各部の具体的な構成態様の共通点のうち「略横長々方形状を呈する排水孔を中央に僅かな間隔部分を設け左右に7個ずつ計14個を並列して穿設し、該排水孔の表面周縁を極く細幅で僅かに内方に凹陥する縁取り部分を形成し、中央の間隔部分の表面を排水孔の縁取り部分の深さと同じ深さの部位に形成し、該間隔部分が蓋本体の表面から極く僅かに凹陥していることにより、左右の排水孔どうしの縁取り部分が連続するような態様に表した」(審決謄本4頁32行目~38行目)点にあるとの審決の認定に誤りの特表した」(審決謄本4頁32行目~38行目)点にあるとの審決の認定に誤りの特別にとは、前示各認定判断に照らして明らかであり、本件意匠及び引用意匠の特徴(要部)についての原告の主張のうち、上記審決の認定と食い違う部分は採用するく、したがって、それを前提とする差異点が共通点を凌駕するとの主張も採用することができない。

2 以上によれば、原告主張の審決取消事由は理由がなく、他に審決を取り消す べき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

 裁判長裁判官
 篠
 原
 勝
 美

 裁判官
 石
 原
 直
 樹

 裁判官
 宮
 坂
 昌
 利